

現状等

[虐待相談件数の急増]

○虐待相談件数の増加

・H25年度5,414件→H30年度16,967件（3倍）

○警察通告・心理的虐待の急増

・警察経路：H25年度 435件 →H30年度 6,975件（16倍）
 ・心理的虐待：H25年度 1,332件→H30年度 8,394件（6倍）

○一時保護所の定員超過

・入所率 H25年度102.2%（定員192名）
 H30年度113.4%（定員213名）

[職員体制]

○国基準（人口3万人に1人）に向けた児童福祉司等の不足

・児童福祉司政令基準567名 ⇔ R2定数350名（217名不足）
 ・児童心理司政令基準286名 ⇔ R2定数164名（122名不足）

○児童福祉司・児童心理司の経験の浅い職員の増加

・児童福祉司 経験年数2年以下（R2.4.1現在） 51%
 ・児童心理司 経験年数2年以下（R2.4.1現在） 47%

[都と区市町村の関係]

○児童相談所と子供家庭支援センターの認識の相違（再掲）

・相談事案に係るアセスメントの相違、相互理解の不足

○特別区の児童相談所設置

・都区間で施設・里親等の相互利用・委託など広域連携を実施

[ケースワークの困難化]

○保護者等との関係悪化

・介入的アプローチの増加による保護者等と対立、争訟へ発展

○精神・発達上の課題等専門的支援が必要な児童の増加

・施設入所児童のうち個別的ケアが必要な割合 74%

都の取組

[相談体制の整備]

○児童福祉司、児童心理司の増員

・児童福祉司 H25年度196名→R2年度350名（1.8倍）
 ・児童心理司 H25年度 65名→R2年度164名（2.5倍）

○初期調査・初動対応等を行う虐待対策班の設置・拡充

・H15年度（設置）各所1～3名→R2年度各所10～15名

○一時保護所の定員拡大

・H25年度 定員H25年度192名→R2年度237名（1.2倍）

[人材の確保・育成]

○福祉職の採用種別の拡大

・直接支援業務を担うⅡ類採用の開始、人材育成方針策定
 ・キャリア活用採用、任期付採用など経験者確保策の実施

○人材育成策の充実

・経験年数別研修や演習型研修の充実
 ・専門課長や児相OBなど人材育成を担う専門職の配置

[都と区市町村の連携強化]

○東京ルール、共有ガイドラインの策定（再掲）

・同行訪問等の協働のほか、事案に応じてケース送致を実施

○児童相談体制等検討会の設置

・人材育成や情報共有など新たな連携方策を検討・実施

[専門機能の強化]

○専門職の配置、連携の推進

・警察官OBの配置、警察との情報共有の拡大
 ・非常勤弁護士・協力弁護士による法的対応力の強化
 ・情緒的課題等をもつ児童等への医療・心理療法の実施